

令和5年5月29日付けで公表しました「令和5年度欧州プロモーション現地レップ業務委託に係る企画提案コンペ」について、質問がありましたので回答します。

なお、参加仕様書及び業務仕様書の引用については、適宜、必要な個所を抜粋しています。

質問（1／3）

参加仕様書について、

（4）企画提案書（任意様式）：8部

（イ）「業務仕様書 3. 業務内容 （2）アンケートの実施等」

○ アンケートを実施する旅行会社等について、選定の考え方や実施先旅行会社等の数など記載すること。

※ 過去3年度（令和2年度～令和4年度）間に三重県の欧州プロモーション現地レップ業務においてセールスを行った旅行会社等と、三重県が出展して「ILTM Cannes 2022」において商談を行った旅行会社等については、記載不要。

とあるが、アンケートを実施する旅行会社については、旅行会社の会社名の記載が不要ということですか。

回答（1／3）

業務仕様書において、アンケートの相手方として次の①、②を指定しているが、①については、企画提案コンペの参加者に作成いただく企画提案書には選定の考え方や実施先旅行会社等の数などは記載不要としているものです。

②については、選定の考え方や実施先旅行会社等の数などは記載してください。

① 次の相手方に対し、アンケートを行うこと。

- ・ 過去3年度（令和2年度～令和4年度）間に欧州プロモーション現地レップ業務においてセールスを行った旅行会社等と、三重県が「ILTM Cannes 2022」において商談を行った旅行会社等

② ①のほか、受託者がネットワークを有する旅行会社等や三重県への送客等が見込める旅行会社等についてもアンケートの対象として実施に取り組むこと。

質問（2／3）

業務仕様書について、アンケートの実施にあたり、「メールの発出に限っては、原則として三重県が行うこととする。」としているが、理由は何ですか。

また、受託者からの配信、又はCCに入れることは可能ですか。

回答（2／3）

過去に三重県がセールスを行った旅行会社等や「ILTM Cannes 2022」において商談を行った旅行会社等に対するメールについては、受託者にとって、これらの旅行会社等とネットワーク等の接点がない可能性があることから、発出に限っては過去に接点があった三重県が原則として行うこととしたものです。

なお、三重県と受託者が協議のうえ、受託者から直接、発出することを排除するものではありません。また、三重県から発出するに際しては、受託者をCC先に入れたうえで送付する想定です。

質問（3／3）

業務仕様書において、

（1）旅行会社等へのセールス活動

欧州に拠点がある旅行会社等に対し、次の①～⑤に従い、全24社以上に対してセールス活動を行うこと。なお、セールス先は、後述する「（2）アンケートの実施等」のアンケート先と重複しても差し支えない。

（2）アンケートの実施等

アンケートの回答を踏まえ、次の①～②に従い、セールス活動を行うこと。

① セールス先の選択について三重県と協議のうえ、少なくとも5社以上に対してセールス活動を行うこと。

※ 「（1）旅行会社等に対するセールス活動」に規定するセールス先としてはカウントしないものとする。

とあるが、旅行会社等に対するセールス活動は、最低でも29社以上に対して実施する必要があるということですか。

回答（3／3）

お見込みのとおりです。